第7次宇美町総合計画

序論・基本構想 (素案)

令和 4 (2022)年 10 月 宇美町

宇美町町民憲章

私たちは、先人が育んできた豊かな自然と歴史・文化を大切にし、まちの発展と町民一人ひとりの幸せを願い、活力と希望に満ちた町民憲章をここに定めます。

宇美川のせせらぎのように

澄んだ心を育てよう

三郡山の頂のように

大きな愛でつつみ込もう

宇美八幡の大楠のように

やさしさあふれる笑顔になろう

難所ヶ滝のツララのように

高くそびえる志を持とう

大野城跡の石垣のように

学びを重ね賢くなろう

第1部 序論

第1章 計画策定の概要

1 「総合計画」とは

「総合計画」とは、地方自治体が将来目指す姿を示すとともに、それを実現するためにどのような取組を行うかをまとめた計画です。

多くの地方自治体が、目指す将来像やまちづくりの方向性等を示した「基本構想」と、それに基づいて主な施策等を示した「基本計画」(本町では「実践計画」と呼んでいます)で構成しています。

地方自治体では、計画的に仕事を進めるため、分野ごとにたくさんの計画を策定していますが、総合計画は、こうした計画のうち、一番上に位置する「最上位計画」であり、最も重要な計画です。

2 計画策定の目的

本町では、平成 26 (2014) 年度に「第 6 次宇美町総合計画」を策定し、『ともに創る 自然とにぎわいが融合したまち・宇美』という将来像の実現に向けた様々な取組を積極的進めてきました。

しかし、この計画の策定後、およそ8年を経過した今日、少子高齢化の急速な進行や全国各地における大規模災害の発生、住民が抱える課題の多様化、地域の活性化など取り組まなければならない課題が 山積しています。厳しい社会情勢を乗り越え、すべての住民が幸せを実感できる持続可能なまちとして 発展していくため、「第7次宇美町総合計画」を策定します。

また、この計画は、町政運営全般の最も基本的な計画として、本町にかかわるすべての人と将来像を 共有し、共に未来の宇美町をつくっていくための羅針盤として周知、活用していくものです。

3 計画の構成と期間

第7次宇美町総合計画は、「基本構想」、「実践計画」により構成されます。具体的な事業については、 毎年度「事業計画」を策定し、総合計画の進行管理を行います。

基本構想

本町の特性や町民ニーズ、社会動向、そして現状と課題を踏まえ、本町が目指す将来像と、その実現に向けた基本目標や取組方針などを示したものです。計画の期間は、令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間とします。

実践計画

基本構想に基づき、各分野において取り組む主要な施策や数値目標などを示したもので、社会動向等に柔軟に対応できるよう、前期・後期にわけて策定します。

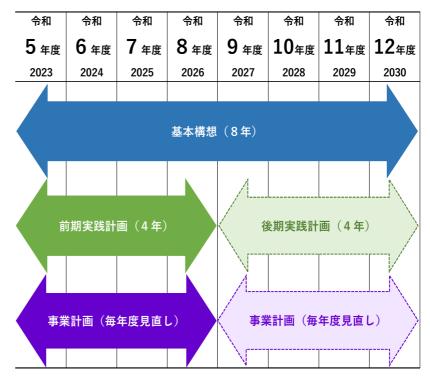
計画の期間は、前期実践計画が令和5 (2023) 年度から令和8 (2026) 年度までの4年間、後期実践計画が令和9 (2027) 年度から令和12 (2030) 年度までの4年間とします。

事業計画

実践計画に基づき、具体的に実施する事業の内容や財源、実施年度等を示したもので、計画の期間は4年間とします。

なお、事業計画は、本計画書とは別に、毎年度見直しを行いながら策定します。





少子高齢化・人口減少の 一層の進行



わが国では、産まれる子どもの数が年々 減少し、少子化がさらに深刻化しつつある とともに、高齢化率も世界一の水準で推移 しています。また、少子化に伴い人口減少 も急速に進んでいます。

地域コミュニティの重要性の高まり



人口減少や家族形態の変化などを背景に 地域における人と人とのつながりが希薄化 しています。地域における生活課題が多様 化する中、地域でお互いに支え合い、地域 の課題を自ら解決していくことの重要性が 再認識されています。

安全・安心への意識の高まり



全国各地における地震や大雨等による 大規模な自然災害の頻発、新型コロナウイ ルス感染症の世界的・全国的な流行、特殊 詐欺や悪質商法による被害の増加、子ども を巻き込む痛ましい交通事故の発生など を背景に、人々の安全・安心に対する意識 が高まっています。

宇美町を

社会

環境問題の深刻化



地球温暖化がさらに深刻化し、異常気象や生態系の崩壊等を引き起こし、世界的な脅威となっているほか、自然の減少や大気汚染をはじめとする様々な環境問題が発生し、あらゆる主体が、環境保全やエネルギーの循環、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を実践することが求められています。

宇美町を取り巻く社会情勢をまとめています。

第7次宇美町総合計画では、これらの社会情勢を踏まえ、これからのまちづくりを進めます。

地方の産業・経済の低迷



生産年齢人口の減少による担い手不足や 国内市場の縮小、そして新型コロナウイル ス感染症の流行等を背景に、地方の産業・ 経済は非常に厳しい状況にあり、地域全体 の活力の低下や雇用情勢の悪化が進んでい ます。

情報化・デジタル化の進展



ICT の利活用により、情報通信環境はさらに向上し続けているほか、ロボットやドローン、AI、IoT が生活に身近なものとなるなど、情報化・デジタル化が進んでいます。

取り巻く

情勢

地方分権と地方創生の推進



多様化した地域課題に対応するため、住民に身近な 地方行政がその自主性を発揮し、より特色ある施策を 展開する地方分権の取組が進められています。

また、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって 活力ある地域社会を実現するための地方創生の取組 が、ますます重要になっています。

SDGsに基づく取組の進展



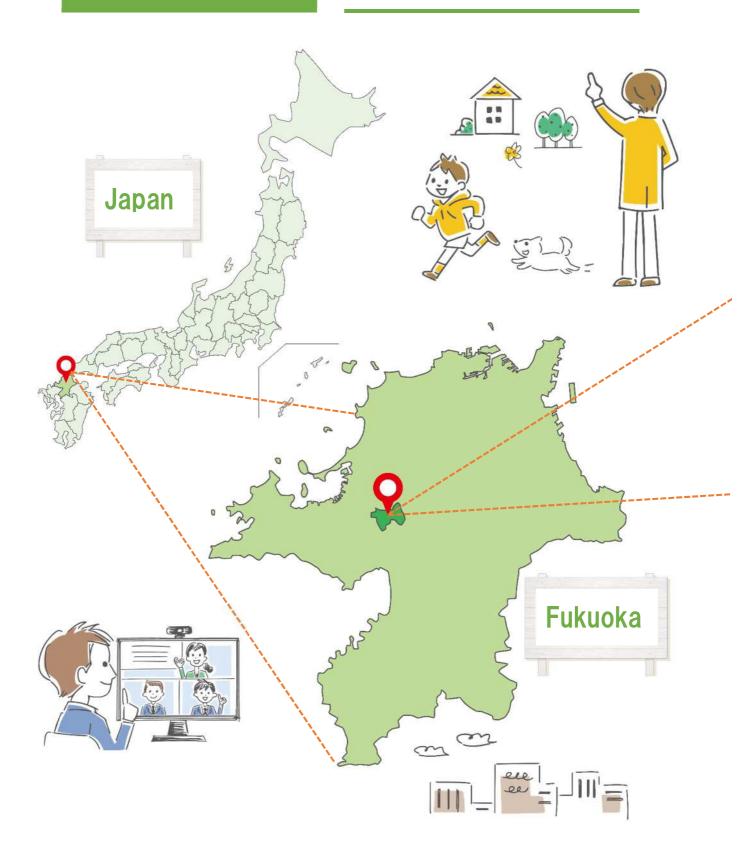


平成 27 (2015) 年の国連サミットで SDGs が採択され、世界各国で「貧困をなくそう」・「飢餓をゼロに」・「すべての人に健康と福祉を」をはじめとする 17 の共通目標の達成に向けた取組が進められています。わが国においても、SDGs 推進本部の設置のもと、積極的な取組を進めています。

宇美町の特性

宇美町らしい良いところを町の特性と してまとめています。

第7次宇美町総合計画では、これらの 町の強みを活かし、より一層、魅力と活 力あるまちづくりにつなげます。

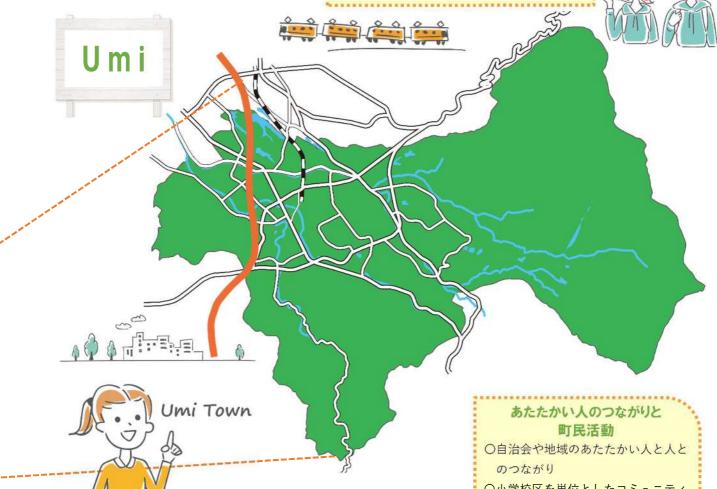


福岡市や空港に近い 恵まれた立地条件

- 〇福岡市中心部から約 15 km
- ○福岡空港まで車で約15分
- 〇JR宇美駅からJR博多駅まで約30分

自然に恵まれた住みやすい環境

- ○三郡山系の緑豊かな山なみ
- ○ホタルの住む河川
- 〇森と川に親しむキャンプ地 一本松公園
- ○福岡都市圏のベッドタウン
- ○岩盤地下水「河原のしずく」



子育で・教育

- 〇安産・育児の神様 宇美八幡宮
- ○妊娠期・乳幼児期から中学校卒業まで切れ目ない支援体制
- 〇子育てサークルから発展した 子育て支援センター「ゆうゆう」
- 〇中学生と乳幼児が触れ合う「子育て サロン|
- ○読書活動や地域交流など豊かな価値 観を育む学校教育
- ○学校と地域・保護者が力を合わせて 取り組むコミュニティ・スクール

医療・保健・福祉

- ○総合病院、医療施設が多く 立地(病院3、診療所16、 歯科16)
- ○周辺都市の医療施設にも近 く恵まれた医療環境
- ○めざせ高血圧ゼロのまち
- ○小学生からの健康づくり うみっ子健診
- ○地域で取り組む 介護予防教室

- ○小学校区を単位としたコミュニティ 活動
- 〇子育て支援、読み聞かせなど活発な ボランティア活動
- ○行政と町民とが共にまちづくりに取 り組む共働事業

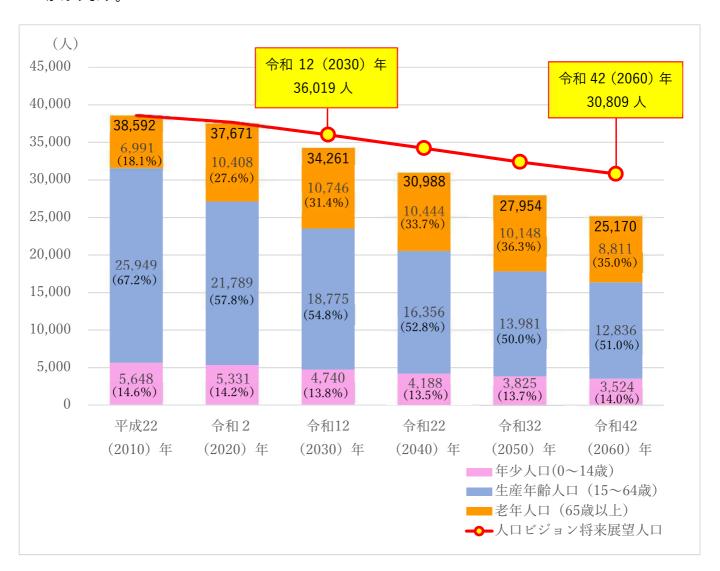
国指定史跡や日本遺産など 貴重な歴史文化財

- 〇日本遺産 古代日本の「西の都」
- 〇日本最古の山城 大野城跡
- 〇郡内最古の前方後円墳 光正寺古墳
- ○古墳時代としては日本で唯一 蜻蛉形鞘金具

まちの将来人口

宇美町においては、昭和50年代から60年代にかけて大型団地が造成され、福岡都市圏近郊のベッドタウンとして人口の増加が続いていました。その後、全国的に人口が減少傾向となり、宇美町においても平成17(2005)年をピークに人口が減少し、現在、糟屋郡の中で最も高齢化が進んでいます。今後は、さらに急速な高齢化と生産年齢人口の減少が予想されています。

平成 27 (2015) 年度から取り組んでいる『宇美町総合戦略』の活力あるまちづくりをさらに進めることで、将来にわたって住んでよかったと実感できる、住み続けたいと思えるまちを実現する必要があります。

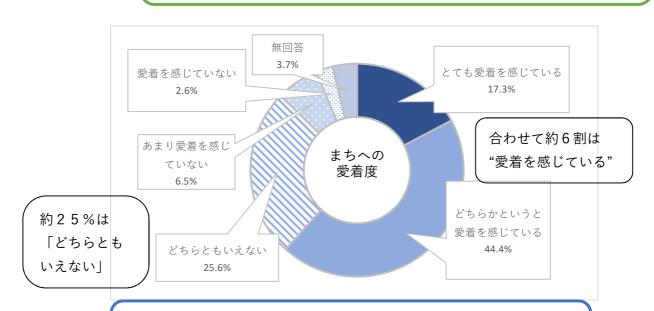


上の図は、宇美町の将来人口を予測したグラフです。棒グラフと折れ線グラフの2種類のグラフが組み合わさっています。

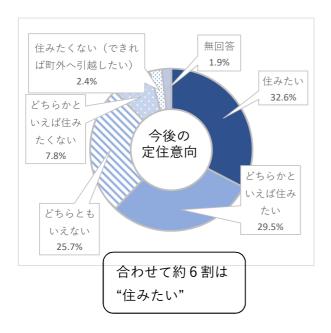
棒グラフは、過去のデータを基に推計された人口です。一方、折れ線グラフは、宇美町が活力ある まちづくりの取組を進めることで、人口減少を抑制しようと目標としている人口です。

町民アンケート

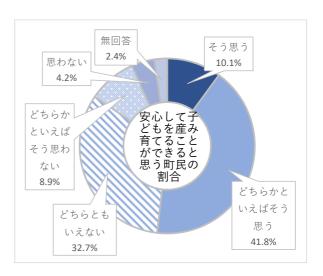
令和3年(2021) 度に実施した町民意識調査の結果です。 町民の実感を踏まえ、まちへの愛着や定住意向を高めるまちづくりを進めます。



「宇美町のよさ」を実感できるまちづくりを進め、 「どちらともいえない」と答えた方の愛着度を上げることが大切です。



「どちらともいえない」を「住みたい」に変えるには、"このまちがいい"と選ばれる「まちの魅力向上」が大切です。



「どちらともいえない」を「そう思う」に変えるには、子育て世代が子育てしやすい環境を整えることが必要です。また、子育て世代だけではなく、町全体で、子育てしやすいまちづくりを進めることが必要です。

町民の想いや意見



第7次総合計画の策定にあたり、公募に応募された方、宇美商業高等学校の生徒、自治会や校区コミュニティ、各種団体で活動されている方、宇美町で事業を行っている方に「うみまちトークカフェ」と題してまちづくりへの想いや意見を伺いました。宇美町をさらに良くしたいという住民の方々の声をこれからのまちづくりに活かします。

第2部 基本構想

第1章 宇美町の将来像

将来像は、本町が8年後(令和12(2030)年度)に目指す姿を示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものです。

「このまちがいい。」 わたしたちの誇り 宇美

"このまちがいい"

~ 「宇美町でいい。」でなく、「宇美町がいい。」と選ばれる町へ~

宇美町の

先人たちが守り育んできた豊かな自然、 古(いにしえ)から引き継がれる多くの歴史・文化、 あたたかい「人と人とのつながり」 それは、町のすばらしい宝です。

その町の宝を活かしながら、新たな宇美町の価値を うみだします。

そして

『宇美町に生まれ育った人』、『宇美町に移り住んだ人』、『これから宇美町に移り住む人』

すべての人が "このまちがいい" と思えるようなまちを作ります。

これからの8年間でうみだされる価値が

"わたしたちの誇り"のひとつとなり、

その先の将来も

小さなこどもたちから、おじいさんおばあさんたちまですべての町民が

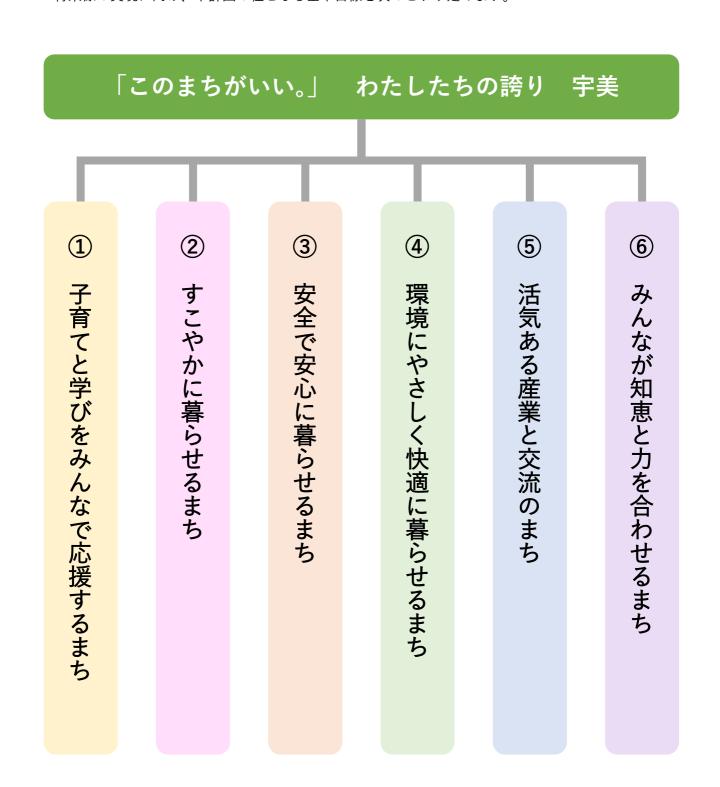
"このまちがいい"

と思える

ちょっとワクワクする宇美町を目指します。

1 基本目標

将来像の実現に向け、本計画の柱となる基本目標を次のとおり定めます。



2 宇美町の目指す姿

基本目標1 子育てと学びをみんなで応援するまち



「笑顔」をうむ子育てを応援 「学び」を楽しみ、「学び」を活かし 『笑顔と学び』をうみだす まち!!

"子どもは、宇美町の宝"です。

子どもを安心して産み育てることができるよう町全体で子育てを応援し、子どもの育ちに関わる人のすべてが、笑顔で子育てできる"子育てのまちうみ"を目指します。

また、子どもたちが楽しいと思える学びの場を作るとともに、すべての人が生涯にわたって学び続けることができる環境をつくり、町民主体のスポーツ活動、芸術・文化活動の推進により、学びの成果をみんなで楽しみ、活かし、人生が輝くまちを目指します。

基本目標2 すこやかに暮らせるまち



町民がみずから健康づくりに取り組み いきいきと「健康」に暮らし続ける 『元気』をうみだす まち!!

町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉サービスの充実を図りながら、町民がみずから生活習慣の改善に取組む健康づくりのまちを目指します。

また、宇美町の特徴である地域と連携した地域福祉活動を更に充実させ、笑顔で、元気に住みなれた地域でいきいきと暮らせるまちを目指します。

基本目標3 安全で安心に暮らせるまち



災害に強い 誰もが「安全」に暮らせる 『安心』をうみだす まち!!

大雨、地震をはじめとした災害は、宇美町でもいつ起こるかわかりません。

災害が発生しても、被害を最小限に抑えるために、防災・減災体制の一層の強化を図り、 町民が安全で安心に住み続けることができるまちを目指します。

また、地域の結びつきが強い宇美町の特性を活かし、町と地域が連携した地域ぐるみでの防災対策、防犯対策、交通安全を推進し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標 4 環境にやさしく快適に暮らせるまち



豊かな自然環境を活かし、 『快適な暮らし』をうみだす まち!!

宇美町の豊かな自然環境と福岡都市圏に近い恵まれた立地を活かしつつ、快適な都市空間を実現するために、計画的な道路・上下水道の整備の推進と土地利用の検討等を通じて、自然と快適さが調和したまちを目指します。

また、公共交通の利便性の向上をはかり、子どもからおじいさん、おばあさんまで誰も が快適に暮らせるまちを目指します。

基本目標 5 活気ある産業と交流のまち



福岡都市圏の恵まれた立地を活かした 『活気ある産業と交流』をうみだす まち!!

福岡都市圏に近い恵まれた立地条件を活かし、商工業・農業の振興を図るとともに、新たな企業の誘致、各種地域資源の活用、特産品の開発など町内経済の活性化を図り、活気あるまちを目指します。

また、近隣市町と連携し、日本遺産「古代日本と『西の都』」をはじめとした貴重な歴史文化資源を活かし、交流で繋がるまちを目指します。

基本目標 6 みんなが知恵と力を合わせるまち



行政と町民がパートナーとなり 共働で

『まちの魅力』をうみだす まち!!

町民の誰もがお互いを尊重しあい、それぞれの能力や個性・特性を社会でいきいきと発揮でき、町民の一人ひとりが誇りを持てるまちを目指します。

地域活動や町民活動が活発な町の特性を活かし、行政と団体そして町民それぞれが知識・経験を活かしながら、お互いをパートナーとして認め合い、共働で魅力ある宇美町を目指します。

また、多様化する行政ニーズに対応できる自立・継続可能な行政経営を行い、町民から信頼されるまちを目指します。

第3部 前期実践計画



実践計画の見方挿入予定

基本目標1 子育てと学びをみんなで応援するまち









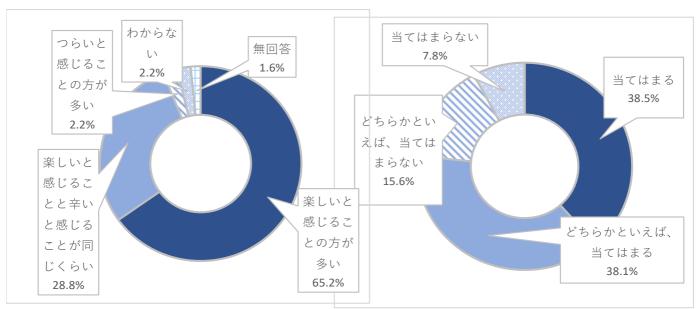
コラムを挿入予定

SDGS

基本目標ごとの当てはまるSDGSマークを挿入予定

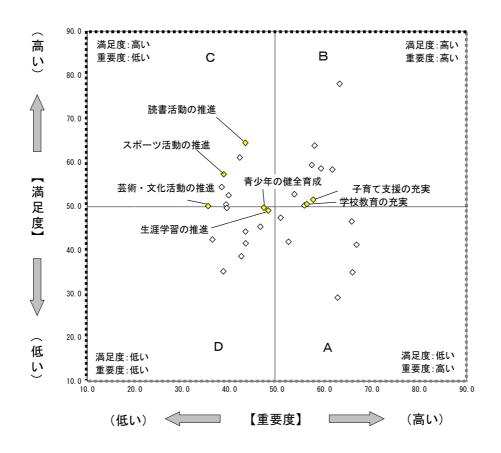
図● 子育てを楽しいと感じる保護者**※**の割合 (**※**就学前の子どもの保護者)

図● 学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合



(平成30 (2018) 年度 宇美町子育てに関するアンケート調査)

(令和3年度 全国学力・学習状況調査)



図● 宇美町の各施策に対する満足度・重要度散布図 (基本目標1関連)

1-1 子育て支援の充実

現況と課題

1 子育てに関する負担の軽減

- 本町の出生数は近年減少傾向にあります。合計特殊出生率は、やや上昇傾向にありますが、20 歳代から 40 歳代の女性人口が減少していることや、コロナ禍で全国的に出生数が減少していることを踏まえると、今後も出生数が減少していくことが考えられます。安心して産み育てることができる取組を進めていく必要があります。
- 妊娠期から子育て期は、子どもの成長発達が目まぐるしく、親にとって喜びも大きい一方、悩みや不安が多くなる時期です。さらに、コロナ禍における外出自粛や核家族化等の多様化した環境の変化により、子育て世代が孤立しやすい状況になっています。保護者の身体的・精神的・社会的負担を軽減するためには、相談体制や妊婦や子育でに関わる人たちが交流できる場所を含めた居場所の充実を図るとともに、子育て支援情報を適切な時期に提供することが必要です。
- 妊娠期から切れ目のない支援を行うための相談支援体制として「子育て世代包括支援センター」、発達 相談体制として「こども療育センター」を設置し専任の専門職を配置しています。
- 「子育て支援センター」では、保育士等が常駐し、就学前の子どもと親が集う場所の体制を整えています。また、町内中学校の「子育てサロン」では、乳幼児とその家族が自由に集うことができます。
- 子育て支援員が必要に応じて訪問や面談等を行い育児不安等の軽減を図っているほか、子育て応援アプリ等により町の子育て情報の提供を行っています。
- 今後は、既存事業を強化しつつ母子保健と児童福祉を一体化させた新たな機能の整備や、子育てしやすい支援体制の充実が必要です。

2 成長に必要な教育の継続

- 幼児期は、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、他者との関わりや基本的な生きる力を獲得する 段階にあります。幼児期の成長に必要な教育が途切れることなく小学校で生かされ、次の段階に円滑につ ながっていくことが求められています。
- 令和元年 10 月から始まった幼児教育・保育の無償化により保育需要は増加しており、本町でも、保護者の就労状況の多様化による延長保育や一時保育など柔軟な保育環境へのニーズが続くことが予想されます。こうした多様なニーズにできるだけ応えられるよう、保育需要の増加などの影響も注視しながら、多様な教育・保育サービスを提供していく必要があります。

| 3 || 子育て環境の整備

● 子育て支援の拠点となる教育総合支援センター、町立保育園などの施設は、老朽化が進んでいる施設もあり、より良い子育て環境を作るために、施設の維持管理や環境整備を行っていく必要があります。

1-1 子育てに関する相談体制の強化と関係機関との連携

- 子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を通じて支援が必要な子ども及び妊産婦等と その家庭に対してより専門的な相談対応や支援を行い、子育て負担の軽減に努めます。
- 児童虐待及び未然防止、予防対策、ヤングケアラー等への課題に対応するために、その家庭に対し様々な支援を行い、関係機関と連携しながら迅速で適切な問題の解決を図ります。

| 1-2|| 地域子ども・子育て支援事業の充実

- 妊婦や未就学児の保護者など子育てに関わる方が気軽に集えて相談でき、より多くの方が利用できる居場所として「子育て支援センター」の充実を図ります。
- 子どもを預けたり預かるためのファミリーサポート事業、病気等で子どもを預ける病児保育事業など、 子育ての孤立化を防ぎ、地域で子育て支援ができる体制の充実を図ります。
- デジタルを活用した子育て支援情報の発信を積極的に行い、必要な情報を必要な時期に提供します。

2-1 保育施設・幼稚園と小学校の連携

- 幼児期の成長に必要な教育が途切れることがないよう、町内の保育施設・幼稚園と小学校との連携を強化します。
- すべての5歳児がスムーズに小学校に入学し小学校生活をスタートできるよう、児童と園児の交流等を 推進します。

2-2 多様な就学前教育・保育サービスの提供

- 保護者の就労状況の多様化に対応するため、通常保育事業に加え、夜7時までの延長保育事業、緊急または一時的に保育が必要な児童のための一時保育事業を実施します。
- 町立図書館と連携し、絵本の貸出しや読み聞かせ等の読書活動を推進します。
- 今後の保育需要に対応するため、保育士が働きやすい環境を整備することにより保育士確保に努め、待機児童「0人」の継続を目指します。

3-1 子育て支援施設の環境維持

● より良い子育て支援環境を作るために、子育て支援施設の計画的に維持管理を行い、適切な管理運営に 努めます。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
安心して子どもを産み育てることができるまちだと思う町民の割合	51.8%	60.0%
子育て支援センターの年間利用者数(講座・サロン含む)	2,786 人	7,500 人
毎年4月1日時点の待機児童数	40 人	0 人
一時保育の利用者数	501 人	630 人

関連する個別計画

宇美町子ども・子育て支援事業計画

●宇美町教育振興基本計画

● 宇美町教育大綱

1-2 学校教育の充実

現況と課題

1 確かな学力の育成

- 各学校で策定した「学力向上プラン」を活用した検証改善サイクルに基づく組織的な取組を実施しています。教育委員会による学力向上ヒアリングや学校訪問において、今後の授業改善を促進したり、学力向上推進担当者研修会を中心に取組を進めたりしたことにより、その成果が出はじめています。今後は、児童生徒一人ひとりに応じたさらなる取組の実施が必要です。
- 「GIGA スクール構想」に沿って、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、早期的な実現を達成しました。今後は ICT を活用した学習活動をさらに推進する必要があります。

2 豊かな心、健やかな体の育成

- 「豊かな心」の育成のため、小中学校においては、教職員に対して道徳科に関する校内研修を実施するとともに、保護者や地域を対象とした道徳科の公開授業や通信等による発信を行っています。また、年間計画に位置付けたいじめアンケート等を行い、結果をもとに各学校で教育相談等を実施し、子どもの悩み解決やいじめにつながる課題の早期発見に努めました。今後は、新たな不登校を生まない指導により不登校生徒児童数の減少や社会自立に取り組む必要があります。
- 「健やかな体」の育成のため、各学校の体力向上プランに基づく体力づくり一校一取組を推進しています。コロナ禍で活動が制限される中、感染症対策を講じながら取組をさらに推進する必要があります。

3 学校運営への参画促進

● 宇美町学校教育推進協議会や各学校における学校運営協議会において、各学校における教育活動や児童生徒の状況を報告し、地域でどのような子どもを育てるかといった目標を共有するとともに、地域とともにある学校づくりの推進を図りました。また、「宇美町教育の日」には、町民の教育に関する理解を深める取組を各学校において開催しました。地域との連携・共働による取組に関しては、コロナ禍に対応した実施内容や開催方法の工夫改善が必要となっています。

4 教育環境の整備

- 小・中学校の施設は、老朽化が多くみられるため、年次計画を立て計画的に改善を図る必要があります。
- 人材育成のために、若年教員研修対象者や講師に対する研修・支援を実施しており、今後とも計画的・ 継続的に行っていく必要があります。

1-1 確かな学力の育成

- 学力向上プランの活用を進めるとともに、同一集団による経年比較から取組の改善につなげます。
- ICT を活用した学習活動の充実に向けて、研修会等により各学校の取組を共有し、推進を図ります。

2-1 豊な心、健やかな体の育成

- 「楽しい学校生活を送るためのアンケート(hyper Q-U)」の確実な実施とその活用を図り、児童理解や 学級集団の状態の把握につながる組織的な生徒指導を推進します。
- 不登校の子どもの学校への適応を図る適応指導教室(くすのき教室)、教育相談室、SSW(スクールソーシャルワーカー)及び各学校との連携を強め、教育相談・支援体制を効果的に進めます。
- 各学校で児童生徒の体力等に関する実態を分析し、体育科・保健体育科の授業改善や、「体力づくりー校一取組」の意図的・計画的な実施につなげます。

3-1 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)メンバーによる学校関係者評価等を実施して学校改善に活 かすとともに、児童生徒と地域の大人が関わりあう教育活動を推進します。
- 教育委員会及び各学校において、「宇美町教育の日」の趣旨に沿った取組を実施します。各学校においては、各種行事を通して、町民の教育に関する関心と理解を深める取組を推進します。

4-1 学校施設の整備・充実

● 「小中学校長寿命化計画」に基づき、安全性を確保し、必要な改修を計画的に進めます。

4-2 指導力向上のための研修の充実

● 町の教育課題解決に向けた研修、実践的指導力を高めるための福岡教育大学等と連携した研修を行うとともに、教職員の個別のニーズや課題に応じた研修を実施し、教職員の指導力向上を図ります。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
	小学校(国語)100 ポイント	
全国学力・学習状況調査における標準化得点(小6・中3)	(算数) 99 ポイント	全国±0
(全国平均を 100 ポイントとした時の本町の得点)	中学校(国語) 99 ポイント	主国 - 0
	(数学) 98 ポイント	
学校に行くのは楽しいと思う児童・生徒の割合(小6・中3)	小学校 79.3%(83.4%)	全国±0
※()は全国平均	中学校 73.5% (81.1%)	王国 - 0
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある児童・	小学校 59.8%(52.4%)	全国±0
生徒の割合(小6・中3)※()は全国平均	中学校 46.5% (43.8%)	王国 - 0

関連する個別計画

- 宇美町教育大綱
- 宇美町教育振興基本計画

1-3 ライフステージに応じた学びの推進

現況と課題

1 学習者の関心に応じた学びの充実

- ライフステージに応じた学びの推進のために、学びを通じた豊かなくらし、青少年の体験活動の充実、 学習成果を発揮できる環境づくりを目標に中央公民館講座を行っています。町民のニーズと社会の要請に 応じた事業を行っていますが、新しい生活様式や SDGs、高齢者スマホ教室などの現代的課題等を含めな がら、時代に即した取組を行う必要があります。
- 町内では、子育て支援や福祉などの講座や団体などが主催するサークル活動が様々な場所で行われています。それぞれの主体から活動や募集の情報が発信されていますが、情報を集約しわかりやすく発信し、町民が参加しやすい環境をつくることが必要となっています。

2 読書習慣の定着

- 近年、町立図書館においては 18 歳以下の児童生徒の貸出点数が減少しています。特に、小・中学生への読書習慣の定着が課題ですが、小学生読書リーダー、中学生読書サポーター養成講座等を継続実施しているものの、読書離れの大きな改善にはつながっておらず、今後は、デジタルを含めた時代に即した対応等についても検討する必要があります。
- 各学校では、朝の 10 分間読書、ボランティアや図書委員、教員などによる読み聞かせを行うとともに、家庭での読書を促進し、本に親しむ習慣づくりを行っており、学校図書館の貸出件数は増加しています。また、学校と町立図書館が連携した読書教育においては、「自ら考え・判断し、表現する力」を育むため「調べる学習コンクール」を開催しており、学校図書館だけでなく町立図書館を活用して、多くの優れた作品が提出されています。

3 学びの場の環境整備

● 学習活動や地域の交流の拠点となる中央公民館、地域交流センターなどの施設は、年間を通し多くの方が利用されていますが、既に築 15 年~45 年を経過しており、施設の維持管理や環境整備が課題となっています。

1-1 学びのメニューの充実とわかりやすい情報発信

- 中央公民館の各種講座においては、地域課題、現代的課題等を把握しながら、子どもから高齢者まで、 幅広い世代に対応した事業を行います。また、次世代を担う子どもたちが「ふるさとうみ」を体感するこ とができるふるさと教育についても推進します。
- 町内の様々な場所で行われている生涯学習に関する事業については、町民に対しわかりやすく情報発信します。

2-1 読書支援を行う町立図書館

- 学校内で読書の楽しさやおもしろさを子ども同士で伝えあうことができるよう町立図書館において、小・中学生を対象に読書リーダー及び読書サポーター養成講座を実施します。また、子ども達が主体的に、学校内での読み聞かせや本のおもしろさを伝えるビブリオバトル大会を開催することなどを、読書習慣の定着につながる活動として支援します。
- 利用者のニーズや社会情勢に適応した図書の充実を図るために、電子書籍の充実や、電子書籍の利用方法の情報発信などを効果的に行い、利用を促進します。
- 学校との連携を継続し、子どもの図書館活用能力を高めます。

3-1 学びの場の環境維持

● 老朽化が進む社会教育施設については、計画性を持って維持管理を行うとともに、町民のニーズに応じた管理運営に努めます。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
中央公民館の講座において内容を理解した受講生の割合	85.0%	95.0%
電子書籍の年間貸出件数	6,294 件	10,000 件

関連する個別計画

- 宇美町教育大綱
- 宇美町教育振興基本計画

1-4 スポーツ・文化活動の推進

現況と課題

1 運動・スポーツの機会の充実

● 町民が自主的・主体的に運動やスポーツに取り組むためには、スポーツの魅力を伝えることや年齢、体力等に応じたスポーツを紹介するきっかけづくりが重要です。また、競技スポーツだけでなく、健康づくりや介護予防などの面でも、障がいの有無に関わらず誰もが気軽に参加することができる環境の整備や周知の方法が課題となっています。

2 運動・スポーツ環境の充実

● スポーツ施設の維持管理については、計画性を持って、安全に利用できるよう適切に維持管理することが重要です。また、町民の誰もが、いつでもどこでも多種多様な運動・スポーツ活動を行うために、施設使用料を含め、施設利用の方法等についても、利用者に寄り添った管理運営が必要です。

3 運動・スポーツによる地域活性化

● 価値観の多様化や社会の変化により、地域のつながりの希薄化が課題となっています。「する」「みる」「ささえる」という多様なスポーツへの関わりを通して人と人の関わりを活性化させ、地域の一体感や活力を促進することができるよう、町民のニーズに寄り添った地域におけるスポーツの取組を推進する必要があります。

4 芸術文化団体の活動促進と鑑賞発表機会の充実

● 町の芸術文化団体の連携・交流及び芸術文化の普及向上のために、宇美町文化協会が中心となり活動が 行われています。近年のコロナ禍により、鑑賞発表機会の減少が顕著であり、芸術文化行事への参加者数 も減少しています。さらには、高齢化などの理由から芸術文化団体の会員数が減少傾向であり、多様化す る価値観の中で、将来的な芸術文化の維持と継承が大きな課題です。

1-1 ライフステージに応じたスポーツをはじめるきっかけづくり

● 町民の誰もが、年齢や性別、障がいの有無に関わらず、それぞれのライフスタイル、体力等に応じて、いつでも、どこでも運動・スポーツを楽しむことができる機会と情報を提供し、ライフステージに応じた 運動・スポーツの推進を図ります。

2-1 スポーツを楽しめる環境の整備

● 身近なスポーツの場の提供や、利用しやすい町内スポーツ施設の適切な管理運営に努めます。

3-1 地域のスポーツ活動の推進

● 地域コミュニティ、町内のスポーツ関係団体等と連携協力を図りながら、地域のニーズに合ったスポーツ活動の推進を行います。

4-1 芸術・文化団体の活動促進

● 芸術文化団体の育成・運営面の支援等を強化し、町民の自主的な芸術文化活動を促進することで、「宇 美町民文化のつどい」をはじめとする芸術文化を鑑賞・発表する機会の充実を図ります。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
週に1日以上運動をした町民の割合	49.4%(令和 2 年参考値)	65.0%
スポーツ施設の利用稼働率	40.0%	60.0%

関連する個別計画

● 宇美町スポーツ推進計画

1-5 子どもの健全育成

現況と課題

1 青少年教育活動の推進体制の支援

● 子どもの健全育成には、家庭、地域、学校、関係機関・団体などが一体となってみんなで子ども達を育むことが必要であり、それぞれが責任を果たしながら、青少年教育活動を行ってきました。しかし、近年では、役員の担い手不足や事業実施等の負担増が大きな課題となっており、時代の流れに対応した工夫が必要になっています。

2 子どもの体験活動の推進

● 子どもの体験活動の機会等を増やすことは、自主性・主体性・創造性の確立を促すことにつながります。 地域学校協働活動事業としていきいきいのっこ子ども教室、中央公民館講座として子どもを対象とした体 験講座を開講しています。しかしながら、近年は、新型コロナウイルスの影響により体験活動の場などが 減少している現状があり、あわせて、地域ボランティアやサポーター等の協力者のなり手不足が大きな課 題となっています。

3 子どもの家庭教育の推進

● 子どもは、家庭での触れあいを通して、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断、自立 心や社会的なマナーなどを身に付けていきます。また、親から子への虐待やネグレクトが大きな社会問題 でもあります。親子のスキンシップや語り掛けはもちろん、我慢やルールを教えることは、家庭教育の出 発点です。子どもと一緒にできることから取り組むことを推進する必要があります。

4 子どもの心を育むための読書支援

● 乳幼児期からの読書の推進は、心の発達に大きく寄与し、精神的な成長に大きな影響を及ぼすといわれています。町立図書館では、乳幼児とその保護者を対象に、定期的に「おはなし会」や「ブックスタート事業」等を開催し、幼少期の情操教育に努めています。参加者が固定化している現状を改善する必要があります。

1-1 青少年関係団体の活動支援と情報発信

● 子どもの健全育成のためには、宇美町青少年町民育成会議をはじめとした青少年関係団体の継続した支援が必要です。また、青少年関係団体に所属する方が気軽に会議等に参画できるように、オンラインを活用したシステム等の推進について助言指導を行います。

2-1 子どもの体験活動などの充実

● 社会状況の変化に対応した運営を行い、地域や学校、関係団体と連携し、子どもたちに多様な体験活動などを提供します。

3-1 家庭教育の推進と支援

● 子どもの家庭教育には、スキンシップ、睡眠、話を聴く、ほめる、教える、お手伝い、我慢させる等の 基本的なことから、親としてのふり返り、広いこころ、絆、助けを借りること等が大切であることを講座 などで啓発し、学校や家庭と連携を図りながら、子どもの健全育成に取り組みます。

4-1 子ども読書活動の推進

- 「第4次宇美町子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、幼稚園・保育所、地域、読書ボランティア 団体等と連携して子どもの発達段階に応じた子ども読書活動を推進します。
- 「ブックスタート」や「おはなし会」「うちどく(家読)」など、子どもの心の成長に応じた取組について、より多く参加してもらえるよう開催方法などを改善しながら、継続します。
- 読書ボランティアの育成を継続し、「ブックスタート」や「おはなし会」を共働で実施します。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
子どもの体験活動に満足した参加者の割合	80.0%	85.0%
町内幼稚園・保育所等への町立図書館年間貸出冊数	5,900 冊	7,000 ⊞

関連する計画

- 教育大綱
- 教育振興基本計画
- 宇美町子ども読書活動推進計画

基本目標2 健やかに暮らせるまち

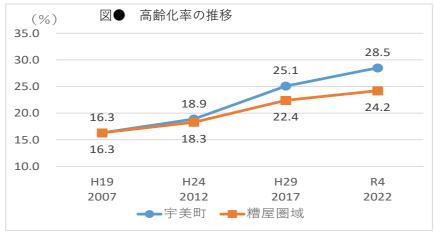


コラムを 挿入予定



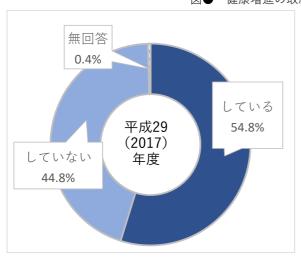
SDGS

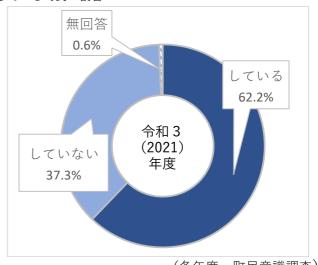
基本目標ごとの当てはまるSDGSマークを挿入予定



(各年4月1日現在 福岡県ホームページ)

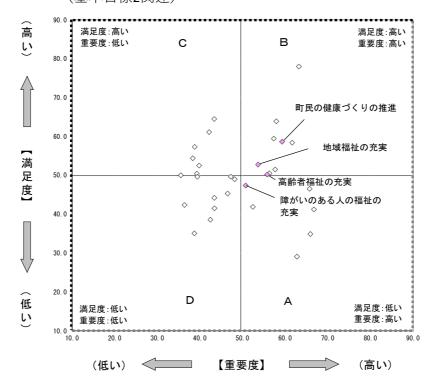
図● 健康増進の取組をしている町民の割合





(各年度 町民意識調査)

図● 宇美町の各施策に対する満足度・重要度散布図 (基本目標2関連)



2-1 地域で支えあう福祉環境の充実

現況と課題

1 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

● 社会構造の変化や暮らしの変化により、生活における支えあいの基盤が弱まってきています。その変化の中で、様々な生活課題を抱えながらも、誰もが、お互いを尊重し、役割を持ち、支えあうことで、自分らしく暮らすことができる地域共生社会を実現する必要があります。また、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が不利益な取り扱いをされることなく、安心して住み慣れた地域で暮らすことができるよう、必要な制度の利用促進や周囲の理解を深める正しい啓発が必要です。

2 多様化、複雑化するニーズに対する支援体制の充実

- 生活困窮や疾病、介護、子育てなど複数の課題を抱える場合や、困難や生きづらさを抱えていても既存の制度の対象となりにくい場合など、福祉政策のニーズが多様化、複雑化しています。相談者に寄り添った支援ができるよう庁内関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体等の機能や専門性を活かし、相互に連携を強めて、必要な支援を必要な人に届けられる体制強化が必要です。
- 支援を必要とする人の高齢化や、疾病や障がいの重度化が進む状況においても、誰もが自立し、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、必要な社会資源につながっていないケースを把握する体制を構築し、支援を必要とする人の状況に応じた切れ目のないサービスを提供することが必要です。

1-1 地域福祉の意識づくりと権利擁護の推進

- 認知症や障がいに対する正しい知識の普及啓発を行います。
- 障がいのある人への差別について相談を受け付ける障がい者差別解消支援地域協議会を設置します。
- 障がいがある人への合理的配慮について職員研修を行います。
- 病気や障がいによって判断能力が低下しても、地域でその人らしい生活を送るために、成年後見人制度について、住民全体の理解が得られるよう広報や啓発を行います。また、本人や家族などの相談を適切な支援につなげられる体制をつくります。

2-1 相談者に寄り添った支援

- 庁内関係課及び県・社会福祉協議会や多職種関係団体と連携し、柔軟で包括的な支援を行います。
- 家計や就労など生活全般の相談については、県が困りごと相談室を開設していますが、町外にあるため、 町で巡回相談を行うなど、利用しやすい相談の場を設けます。

2-2 地域包括ケアシステムの推進

- 障がい者や高齢者が住み慣れた地域で暮らすための必要な社会資源サービスが利用できるよう、関係機 関と連携を図り、切れ目のない支援体制を構築します。
- 個別訪問及び民生委員児童委員や自治会、シニアクラブ等への働きかけを引き続き推進し、疾病や生活 環境の悪化、社会的孤立などが要因で、相談につながっていないケースの把握に努めます。

2-3 地域の支えあいの推進

■ 認知症サポーターや福祉サポーターのフォローアップを行い、地域の支えあいを推進します。

| 2-4 | 障がい・福祉、介護サービスの充実と質の向上

● 公正、中立でありながらも利用者個々に寄り添ったサービスを提供できるように、サービス事業者等を対象に研修会の情報提供や職種別連絡会、個別ケア会議、事例検討会などを引き続き行います。今後は、Web 会議なども活用しながらサービスの質の向上に資する情報交換会や研修会なども行っていきます。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
高齢者等個別訪問の年間延べ件数	6,682 件	10,500 件
認知症サポーター講座の年間受講者数	447 人	600 人

関連する個別計画

- 宇美町総合福祉計画
- 宇美町自殺対策計画
- 宇美町子ども・子育て支援事業計画

2-2 いつまでも健康でいきいきと暮らせるまちづくり

現況と課題

1 妊娠期からの子どもと保護者の健康支援

- 胎児期から乳幼児期は、子どもが人として成長発達するための心と体の基礎がつくられる重要な時期です。また、妊娠期は妊婦が胎児の育ちや自身の体の変化を知ることで安心安全な出産を迎えるための時期であると同時に、将来の生活習慣病を予測、予防できる時期でもあります。
- 出産後は、子どもの発達に応じた子育てができるよう、町は医療機関や地域などと連携し、サポートする必要があります。
- 町では、妊娠期から子育て期までの将来の生活習慣病予防を見据え、健康診査や保健指導、相談体制を整備してきました。「妊婦健康診査」、「乳幼児健康診査」、小学校5年生、中学2年生で実施する「小児生活習慣病予防健康診査(うみっ子健診)」により、保護者または親子に食や生活習慣について切れ目のない保健指導を実施し、必要に応じ医療や療育につなぐなど、関係機関との連携を図っています。
- 乳幼児健診での育児相談、子育て世代包括支援センターでの窓口相談、必要に応じて行う保健師や栄養 士の家庭訪問などにより、親が子どもの成長発達を確認できる体制を整え支援しています。
- 課題は、成長期のやせや肥満からくる将来の生活習慣病発症の恐れです。特に女子は次代の低出生体重 児の出生により、子や親の生活習慣病につながる恐れがあります。予防のためには、子どもの食や生活リ ズムなど、基本的な生活習慣づくりについて保護者への指導が大変重要になります。

2 予防可能な疾病、生活習慣病の発症及び重症化

- 宇美町の後期高齢者の1人あたりの医療費は福岡県で一番高い状況が続いています。医療費を分析すると、生活習慣病が重症化することで発症する血管疾患が多くを占めており、これらの疾患は医療費のみならず要介護の要因となっています。
- 生活習慣病予防には、食生活が大きく関わっています。生活習慣病予防対策の一環として、「高血圧ゼロのまち」を目指し、楽しく・美味しく食生活を見直す取り組みを実施しています。また、今後も健康でいきいきと過ごすために、子どもから高齢者まで生涯にわたる食育への取り組みが必要です。
- 高齢化の進行を見据えて、保健事業と介護予防を一体的に捉え、各ライフステージにおいて予防を重視した保健福祉サービスを提供するとともに、町民自らが健康への関心を高め、予防活動を実践することが必要です。

3 介護予防と生きがいづくりの推進

● 65 歳以上の要介護認定率は県平均よりも低い状況ですが、高齢化の進行により認定者数が増加しています。年齢を重ねても住み慣れた地域で元気で自立した生活が送れ、知識や経験を活かして活躍できる仕組みづくりを進めていく必要があります。

4 新型コロナウイルス感染症等の感染症の拡大

- ワクチン接種事業においては、事業の推進体制を強化するとともに町内の医療機関と連携し、迅速に住 民接種を行いました。
- 今後、新たな感染症が発生した場合においても、町民一人ひとりが感染防止対策を遵守するとともに国 の指針に基づいた町の迅速な対応が求められます。

1-1 妊娠期からの健康支援の充実

- 将来の生活習慣病につながる低出生体重児の出生予防に取り組みます。また、必要に応じて医療機関と の連携を図ります。
- 乳幼児健康診査を、保護者がわが子の成長発達を確認できる場、また、今後の食や生活リズムなどを学習する場と捉えて保健指導を実施していきます。さらに、乳幼児健診に該当しない月齢についても、適宜、 子育てサイト「うみにょん」を活用して、基本的な生活習慣づくりのための情報を発信します。

1-2 生活習慣病一次予防に重点を置いたうみっ子健診

● 「小児生活習慣病予防健康診査(うみっ子健診)」を実施し、将来の生活習慣病を予防するとともに、 子どもが自ら食を選択する力をつけることを目的に子どもと保護者に保健指導、食育等を行います。また、 医療機関や学校と連携し、子どもや保護者等への生活習慣病とその予防に関する学習を進めます。

2-1 生活習慣病の発症及び重症化の予防

- 町民が自らの健康状態を理解し、健康課題を解決するための行動を選択できるよう支援します。
- 医療機関等関係機関、関係課と連携して、子どもから高齢者までの保健指導・健康指導、食育などを実施し、生活習慣病の発症・重症化予防の取組を推進します。

3-1 アクティブシニア活躍促進

- いつまでも自分らしく活躍していくための自主的な健康づくり、<mark>体力づくり</mark>を促進します。
- 小学校区コミュニティごとに介護予防教室を開催するとともに、自治会のいきいきサロンでの職員出前 講座において、健康や介護、障がい福祉に関する講話や体操を行っています。今後も地域との連携を強化 し、高齢者の集いの場の充実を図ります。
- 高齢者の生きがいにつながる学びや活動の場の充実を図るとともに、地域で活躍できる場を広げます。
- 高齢者が知識と経験を活かすことのできる就業の場の拡大促進を図ります。

| 4-1 | 感染症の予防とまん延防止

● 県や医師会、個別医療機関等、関係機関との連携を図り、広報や啓発を行うとともに、緊急時の速やかな体制構築に取り組みます。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
乳幼児健診の平均受診率	96.1%	98.3%
うみっ子健診の受診率(小学5年生)	57.6%(平成 31 年参考値)	60.0%
特定健診の受診率	20.6%	43.0%
校区介護予防教室の年間延べ参加者数	1,404 人	9,240 人

関連する個別計画

- 宇美町子ども・子育て支援事業計画
- 宇美町健康増進計画
- 宇美町保健事業実施計画

基本目標3 安全で安心に暮らせるまち









コラムを挿入予定



SDGS

基本目標ごとの当てはまるSDGSマークを挿入予定

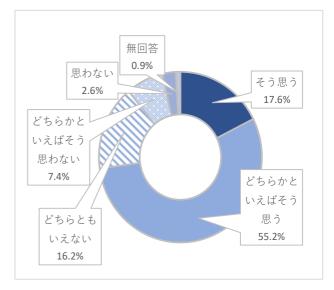
図● 地震や風水害などの災害に対して どのような備えをしているか



(令和2(2020)年度

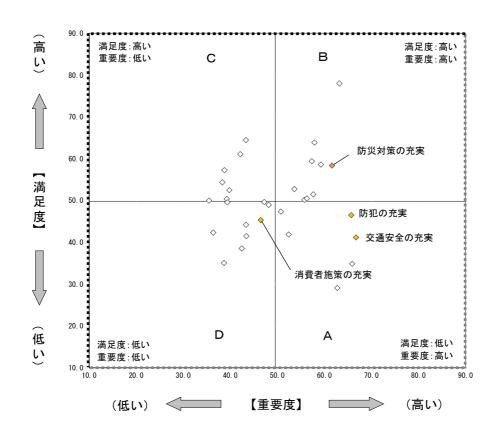
宇美町地域福祉に関するアンケート調査)

図● 安全に暮らせるまちだと思う町民の割合



(令和3(2021)年度 町民意識調査)

図● 宇美町の各施策に対する満足度・重要度散布図 (基本目標3関連)



3-1 災害に強いまちづくりの推進

現況と課題

1 総合的な防災体制の確立

- 河川水位計、量水標、監視カメラ等の防災気象情報システムの整備や福岡県防災システムとの連携機能の構築によって、災害情報や避難情報などが円滑に提供できるよう取組を行っています。今後も、河川水位や河川監視カメラでの情報をリアルタイムで町民へ提供するため、防災気象情報システムの更新整備や災害対策本部のシステム構築などハードを含めた整備を進める必要があります。
- 災害により必要となる資機材等の整備や非常食など物資の備蓄を行っています。今後も備蓄物資のニーズや変化する課題に対応しながら、防災備蓄物資の増蓄や更新を定期的に行います。
- 災害時における支援・協力体制を整備するため、各関係機関をはじめ地元商店や大型店舗などと協定締結を進めています。大規模災害に備え、県や近隣市町等とも応援協力体制を構築するとともに、公的機関では十分に対応できない部分を補うため、民間事業者等との災害応援協定による人的協力や物資の供給確保等に取り組むことが必要です。

2 地域での防災力の強化

- いつどこで起こるかわからない災害は、行政の力だけで対応することが困難です。近年、災害が多発しており、地域での防災力を強化し、連携して災害対策を実施する必要があります。
- 各小学校区コミュニティ運営協議会と連携し地域の防災力向上に向けた地域防災会議等を開催しました。また、防災ハザードマップや防災ハンドブックを作成し、広報や職員出前講座など通じて啓発・情報 提供を行いました。今後は、訓練を通じての意識向上や自主防災組織の育成に向けた取組が必要です。

3 避難行動要支援者対策の充実

● 大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方について、避難行動要支援者名簿の受付を進めてきました。今後は、関係機関や地域と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、個別の避難計画を作成する必要があります。また、地域と連携し、避難支援を行う方を確保するため、支援者の輪を広げる取組が必要です。

4 消防団活動の充実

- 消防団員の処遇改善を行いましたが、消防団員の定数を下回る状態が続いています。今後とも、消防団 の重要性等を町民に周知、啓発を図るとともに、消防団員確保の対策強化を行う必要があります。
- 火災だけでなく、近年の多様化する自然災害に対応するため、消防車両や消防団整備品等の計画的な更 新に努めるとともに、消防団員の研修の継続が必要です。

1-1 防災体制の整備

- 監視カメラ等の設置場所の見直しや機器の更新など防災気象情報システムの再整備を進めていきます。
- 地域防災計画に基づき必要な資機材や物資の整備に努めます。
- 現在締結している災害協定書の見直しや、災害時に必要となる様々な業種との締結を進めていきます。

2-1 地域での防災力の強化

- 小学校区コミュニティ運営協議会と連携しながら、<mark>地域での防災会議や防災訓練等を実施し</mark>、防災意識 の向上を目指します。
- 地域における自主防災組織の育成・強化を推進します。

3-1 避難行動要支援者対策の充実

■ 関係機関や地域と連携し避難行動要支援者の洗い出しを行い、個別避難計画を策定します。

4-1 消防団活動の充実

- 消防機材や活動服等の整備を行うとともに、消防団員へ研修等を実施し資質の向上を図ります。
- 地域防災を担う消防団の必要性や活動を広報や SNS を活用し、広く周知を行い団員の確保に努めます。
- 地域防災力の充実のため、機能別消防団員の導入を進めます。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
ハザードマップを見て避難場所までのルートを確認したこと		80.0%
がある町民の割合		00.070
防災メールまたは防災情報(SNS)の登録者数	1,500 人	3,000 人
自主防災組織数	10 組織	25 組織
消防団員数	156 人	197 人

関連する個別計画

● 宇美町地域防災計画

3-2 防犯・交通安全対策の推進

現況と課題

1 防犯体制の充実

- 毎月1回、粕屋警察署少年補導員との連携により防犯パトロールを実施し、各自治会での青パトによる パトロールも実施しています。今後も引き続き自治会や校区コミュニティ、各関係機関と連携し、防犯活動の体制強化を図る必要があります。
- 地域から防犯カメラ設置の要望があがっています。自治会との連携により、必要な箇所への設置を進めていく必要があります。

2 防犯意識の高揚

● 今後も引き続き、警察や関係機関・団体との連携のもと、広報による啓発活動や情報提供などを通じて、 町民の防犯意識の高揚を図る必要があります。

3 消費者被害の拡大防止

- 年に数回、詐欺被害等に関する情報を「広報うみ」に掲載し注意喚起を行っています。毎月の広報誌配付にあわせ、消費生活問題について各自治体回覧を通してお知らせしています。今後も引き続き、各関係機関と連携し、消費者教育・啓発を進めていく必要があります。
- かすや中南部広域消費生活センターにおいて、月曜日から金曜日までの週5日間専門相談員による消費 生活相談を実施しています。引き続き消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のためのアドバ イスなどを行う必要があります。

4 交通安全意識の高揚

● 交通事故の発生を防止するため、粕屋警察署や交通安全協会宇美支部などと連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施しています。引き続き交通安全教室等を通して PR を行い交通安全意識の高揚を図る必要があります。

1-1 防犯体制の充実

- 自治会や校区コミュニティ、粕屋警察署少年補導員、小・中学校 PTA、事業所などによる自主的な地域・学校などの安全活動を促進し、防犯活動の体制強化を図ります。
- 地域の防犯カメラ設置について現状把握を行うとともに、設置を推進します。

2-1 防犯意識の高揚

- 関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。
- 注意喚起が必要な犯罪等が起きた場合には、HP や SNS で随時発信します。

3-1 消費者被害の拡大防止

- 詐欺被害などについて、「うみ広報」、回覧板等で引き続き周知・啓発を行います。
- かすや中南部広域消費生活センターによる消費者相談を実施し、被害発生時における問題解決のための アドバイスなどを行います。
- 消費者講座の開催や消費者向けパンフレットの配布などを通じて消費者教育・啓発を進めていきます。

4-1 交通安全、飲酒運転撲滅等の PR

- 小学校1年生及び4年生を対象とした横断歩道のわたり方や自転車の乗り方などを学ぶ交通安全教室 を計画的に各小学校で実施できるよう、粕屋警察署と交通安全協会宇美支部と連携し取り組みます。
- 高齢者の交通事故対策として、運転免許証の自主返納の促進を図るほか、警察や交通安全協会と連携し、 交通安全教室を実施します。
- 交通安全協会宇美支部や関係機関と連携し、交通安全キャンペーンを実施します。

指標

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和8年度)
地域の防犯カメラ設置箇所数	14 箇所	40 箇所
青色パトロールカーの年間巡回件数	件	件

関連する個別計画

宇美町交通安全計画